

オンライン申請事件取扱要綱（案）

第1 申請人によるオンライン申請

1 オンライン申請の対象手続

オンライン申請は、商業登記法（以下「法」という。）第113条の2の規定による指定を受けた指定登記所（コンピュータ庁）のうち、システム上の整備が整った庁を特定指定登記所として指定し、この指定を受けた庁から順次導入する。

その対象は、特定指定登記所における商業・法人登記の申請手続に限るものとし、印鑑の提出の手続（法第20条第1項）及び電子証明書の発行申請の手続（法第12条の2第1項）を含まない。また、当分の間、登記事項証明書等の交付請求（乙号事件）も除外される（第4の1及び2参照）（改正案第116条の2関係）。

2 電子証明書の取得

申請人又はその代表者若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、事前に自らの電子証明書を取得する。

取得すべき電子証明書は、印鑑の提出をした申請人又はその代表者については、電子認証登記所が発行した電子証明書とし、設立の登記、代表者の就任による変更の登記等の印鑑の提出を伴う登記の申請人又はその代表者については、公的個人認証サービスによる電子証明書とする。代理人については、これらのほか、政府認証基盤のブリッジ認証局との間で相互認証が行われている民間認証事業者による電子証明書でも差し支えない（改正案第116条の3第3項、第4項、第6項関係）。

また、添付書面に相当する情報の電子署名に関しては、電子認証登記所、公的個人認証サービス、上記民間認証事業者のほか、指定公証人電子証明書でも差し支えない（改正案第116条の3第5項、第6項関係）。

3 申請様式の取得等

申請人等は、パソコン環境を準備して、法務省オンライン申請システム（以下「法務省システム」という。）から所要のプログラムをダウンロードし、申請者ID番号及びパスワードを取得（以下「ユーザ登録」という。）した上、所定の登記申請様式を取得する。

ユーザ登録においては、電話番号及びメールアドレスの入力を必須とする。

4 申請情報の作成及び送信

(1) 申請人等は、3の登記申請様式を用いて必要な申請情報を入力し、添付書面に相当する情報（作成者の電子署名のあるもの）及びその電子証明書を添付した上、自ら電子署名を行い、これと2の電子証明書とを法務省システムに送信する（改正案第116条の3関係）。

添付書面が電磁的記録でない場合（裁判書の謄本等）には、補正の手続に従い、これを提出することができるものとする（改正案同条第2項ただし書関係。第2の4の(3)参照）。

(2) 代理人による申請の場合には、代理人が、申請情報に電子署名を行い、当該代理人の電子証明書とともに送信するほか、委任状に相当する情報（申請人又はその代表者の電子署名のあるもの）及びその電子証明書をも添付しなければならない（改正案第116条の3第1項、第2項、第4項関係）。この場合には、委任者の電子証明書は、電子認証登記所が発行した電子証明書又は公的個人認証サービスによる電子証明書でなければならない。

委任状に相当する情報における受任者の表示及び委任事項の特定について、現在の委任状と同程度とする。

(3) 法務省システムは、申請情報について、ウイルスチェック並びに電子署名の検証及び電子証明書の有効性確認を行い、問題がないものに限り、登録サーバに登録するとともに、財務省の歳入金電子納付システムから登録免許税情報を取得する。署名検証が不成功となり、又は電子証明書が失効しているときは、その旨を申請人等に通知する。

(4) (3)の登録サーバに登録された申請情報及び添付書面に相当する情報（以下「申請情報等」という。）は、法務省システムから登記情報センターの受付管理システムに送信され、更に、管轄登記所の登記所システムに送信される。

（注） 添付書面に相当する情報中の電子署名については、登記所システムに到達した時に自動的に法務省システムに対し署名検証及び電子証明書の有効性確認の指示をし、法務省システムにおいて、これらを行い、その結果を登記所システムに通知する仕組みとする方向で検討中である。

5 登録免許税の納付

(1) 申請人等は、法務省システムにアクセスして登録免許税情報（納付番号、納付金額、納付期限（3執務日後を予定）等）を確認し、インターネットバンキング等により、歳入金電子納付システム加盟金融機関を通じて登録免許税を納付する（登録免許税法第24条の2）。

歳入金電子納付システムは、納付済みの処理を行い、法務省システムにその旨を通知し、当該納付情報は、受付管理システムを経由して、管轄登記所の登記所システムに送信される。

なお、納付期限を経過した場合には、歳入金電子納付システムから納付することはできなくなる。

(2) 登録免許税の納付は、印紙又は領収証書（同法第21条、第22条）によることもできる（同法第24条の2第3項）。この場合には、管轄登記所において納付済みの処理を行う。

第2 登記所における登記事務

1 受付

オンライン申請の受付（法第21条）は、申請情報等が管轄登記所の登記所シス

テムに到達した時に、自動的に受付番号を付す方法により行う（登記の種類等、一定の事項は職員が入力する。）。受付時間は、登記所の執務時間（午前8時30分から午後5時まで）とし、受付時間外の申請については、翌執務日の午前8時30分に、受付管理システムから登記所システムに送信する。

登記所の受付窓口に書面申請受付用の受付番号発番端末を設置し、登記所システムにおいてオンライン申請と連動して受付順に受付番号を付与する。書面申請については、登記官において、受付番号発番端末で発行された受付番号票（受付年月日及び受付番号を印字したもの）を申請書に貼付し、受付用の端末から所要の事項を入力する。

2 調査、記入及び校合

登記官は、次の順序により事件処理をする。

- (1) 申請情報等（電子署名の検証及び電子証明書の有効性確認の結果を含む。）を印刷する。
- (2) 申請情報に係る申請人等の電子署名について、申請人等と電子証明書の名義人との同一性を確認する。また、添付書面に相当する情報の作成者の電子署名について、その検証及び電子証明書の有効性確認の結果並びに作成者と電子証明書の名義人との同一性を確認する。
- (3) 印刷した申請情報等及び確認票等により、調査、記入及び校合の処理をする。
- (4) (1)及び(2)により印刷した書面は、申請書類綴込帳に編綴する（改正案第116条の5第1号関係）。

3 印鑑の提出を伴う申請の取扱い

印鑑の提出を伴う登記申請（会社の設立登記の申請等）をオンラインで行った場合には、別途、管轄登記所に印鑑届書を提出し、又は郵送しなければならない。この場合には、オンライン申請の申請番号を記載するものとする。申請人又はその代表者と印鑑提出者との同一性については、公的個人認証サービスによる電子証明書の記載（氏名、住所及び生年月日）と印鑑届書に添付された市区町村長の作成した印鑑証明書の記載とを照合して確認する。

4 補正

- (1) 補正を要する場合、管轄登記所の職員は、補正すべき事項を記載した補正コメントを作成し、登記情報システムを経由して、法務省システムに送信する。法務省システムは、申請人等に補正案内通知を送信する。

申請人等は、法務省システムにアクセスして補正コメントの内容を確認する。

- (2) 申請人等は、法務省システムから所定の補正様式を取得し、これを用いて必要な補正情報を入力した上、電子署名を行い、法務省システムに送信する。

補正様式の在り方として、申請情報等のファイルの差替え方式（申請人端末に記録されている最初の申請情報等を訂正・追加等し送信する方式）と正誤表方式（訂正・追加等を専用様式で作成して送信する方式）のいずれが相当かについて

は、なお検討する。

(3) 申請情報の補正は、管轄登記所に補正書を提出し、又は郵送する方法によることもできる。この補正書には、オンライン申請の申請番号を記載し、登記所に提出した印鑑を押印し、又はその印鑑を押印した委任状を添付するものとする。

添付書面に相当する情報の補正（追完を含む。）についても、管轄登記所に添付書面を提出し、又は郵送する方法によることができる。この場合にも、オンライン申請の申請番号を記載した補正書を併せて提出するものとする。領収証書又は印紙を貼付してする登録免許税の追加納付についても、同様とする。

(4) 補正期限は、各登記所の事件処理状況に応じて定めることとし、補正コメントに記載して、申請人等に通知する。補正は補正期限内にされることを要し、補正期限を経過した場合には、申請を却下することができる。

5 事件処理状況の案内

個々の事件の処理状況（到達、納付待ち、審査中、審査終了、手続終了の別）については、申請人等が法務省システムにアクセスすることにより確認することができる仕組みとする。

6 受領証の交付

申請人等は、オンライン申請の際に受領証の交付の請求をしておくことにより、管轄登記所の窓口で、受領証の交付を受けることができる（法第22条。なお、受領証は、登記官が申請情報等を印刷し、これに受付年月日及び受付番号を記載して作成する（商業登記等事務取扱手続準則（以下「準則」という。）第59条参照）。オンラインの方法による受領証の交付は、登記官が行う電子署名につき電子認証（官職認証）の仕組みを前提とするため、制度の導入時期について、なお検討する。

7 添付書面の還付

オンライン申請において提出された添付書面（電磁的記録でないもの）についても、商業登記規則（以下「規則」という。）第49条に定める還付の手続を認めるものとする。

8 申請の取下げ

申請の取下げは、オンラインの方法（申請人が取下げ情報に電子署名を行い、これを法務省システムに送信する方法）又は書面による。

書面による場合には、オンライン申請の申請番号を記載して、管轄登記所に取下書（登記所に提出した印鑑を押印し、又はその印鑑を押印した委任状を添付する。）を提出する（郵送も可能）。

9 申請の却下

官職認証の仕組みが整備されるまでの間、申請の却下は、却下決定書を申請人又はその代理人に交付し、又は送付する方法により行う。

申請情報に適式な電子署名がされていない場合（電子証明書が失効しているときを含む。）には、法第24条第6号により、添付書面に相当する情報について適式

な電子署名がされていない場合（電子証明書が失効しているときを含む。）には、同条第8号により、申請を却下する。法第30条第2項に規定する譲渡人の承諾書に相当する情報について適式な電子署名がされていない場合も、法第24条第8号による。

また、納付期限（第1の5の(1)参照）までに登録免許税の納付がされない場合には、同条第17号により、却下することも可能である。

10 取下げ等の場合の登録免許税の還付方法

申請の取下げ又は却下があった場合の納付済みの登録免許税については、別の申請への流用はできないため、還付の手続を執る必要がある（準則第112条参照）。

11 申請情報等の保存及び閲覧

申請情報等は、受付の日から5年間、受付管理システム内で保存する（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第2項、規則第34条第4号の2）。

2の(4)により申請書類綴込帳に編綴された申請情報等に係る書面は、原本に相当するものではないが、同じ期間、管轄登記所において申請書その他の附属書類として保存し（規則第34条第4号の2）、閲覧に供する（法第10条第2項）。

第3 各種登記申請の取扱い

1 登記簿の謄抄本を添付書面とする登記申請

(1) 電子的な登記事項証明書の制度（第4の2参照）は官職認証の仕組みが整備されるまで導入されないため、支店所在地における登記（法第56条）、合併による変更の登記（法第67条）等、登記簿の謄抄本を添付すべき場合には、申請人等は、登記情報提供制度の指定法人から当該登記簿に係る登記情報を得るための照会番号を取得し、これを申請情報等として送信することにより、登記簿の謄抄本の提出に代えることができる（改正案第116条の4第1項関係）。

(2) 登記官は、調査の段階において、インターネットに接続したパソコンを利用して、登記情報提供制度のウェブサイトアクセスし、(1)の照会番号により登記簿の内容を確認し、これを印刷して申請書類綴込帳に編綴する（改正案第116条の5第2号関係）。

2 会社代表者の印鑑証明書等を添付書面とする登記申請

本店移転に係る商号の仮登記（法第38条）、会社支配人の登記（法第53条）、分割会社がする変更の登記（規則第86条の4）等については、会社代表者の印鑑証明書又は資格証明書を添付すべきものとされているところ、これは専ら登記の申請権限を確認するためであり、電子認証登記所の登記官が作成した電子証明書によって代替することが可能である。したがって、オンライン申請にあっては、これらの印鑑証明書又は資格証明書の提出を要しない（改正案第116条の4第2項関係）。

（注） 取締役会議事録等に押された印鑑につき必要とされる市区町村長が作成した証明書（規

則第55条の2，第82条第2項，第3項等)については，オンライン申請の場合は，公的個人認証サービス又は第1の2の民間認証事業者による電子証明書で足りることとなる(改正案第116条の3第5項)。

3 他の登記所を経由してする登記申請(改正案第116条の6関係)

(1) 本店移転の登記

ア 書面による申請の場合と同様，新所在地における登記申請は，旧所在地の管轄登記所を経由してする(法第57条第1項，第77条，第92条，第101条)。

旧所在地の管轄登記所(甲登記所)は，特定指定登記所でなければならないが，新所在地の管轄登記所(乙登記所)については，その必要はない。

イ 申請人等は，新所在地における登記の申請情報等と旧所在地におけるそれとを，同時に法務省システムに送信しなければならず，各申請情報等は，いずれも甲登記所の登記所システムに送信される。

ウ 甲登記所においては，各申請情報等を印刷して調査し，却下事由がなければ，新所在地における登記の申請情報等を乙登記所に通知する(法第58条第2項，改正案第116条の6第2項)。通知の方法については，申請書及び委任状に相当する情報の内容を適宜の方法(法務局通信ネットワークによる送信等)により送信すれば足りる。

なお，提出された印鑑届書は，乙登記所に郵送する。

エ 乙登記所においては，ウによる通知の内容及び印鑑届書に基づいて本店移転の登記をし，申請書類綴込帳に当該通知された情報に係る書面を編綴し，登記した旨を甲登記所に通知する。

オ 甲登記所においては，乙登記所からの通知を受けて，本店移転の登記をする。

(2) 合併による解散の登記

ア 書面による申請の場合と同様，合併による解散の登記申請は，存続会社又は新設会社(以下「存続会社等」という。)の本店所在地の管轄登記所を経由してする(法第69条第2項，第77条，第92条，第101条)。

存続会社等の本店所在地の管轄登記所(甲登記所)は，特定指定登記所でなければならないが，消滅会社の本店所在地の管轄登記所(乙登記所)については，その必要はない。

イ 申請人等は，消滅会社の解散の登記の申請情報等と存続会社等の登記のそれとを，同時に法務省システムに送信しなければならず，各申請情報等は，いずれも甲登記所の登記所システムに送信される。

ウ 甲登記所においては，各申請情報等を印刷して調査し，合併による変更登記(又は設立登記)をしたときは，消滅会社の解散の登記の申請情報の内容及び合併による変更登記(又は設立登記)の年月日を乙登記所に通知する。通知の方法については，(1)のウと同様である。

エ 乙登記所においては、ウによる通知の内容に基づいて解散の登記をし、申請書類綴込帳に当該通知された情報に係る書面を編綴する。

(3) 株式交換，株式移転及び会社分割の場合

株式交換，株式移転及び会社分割の場合（法第89条の5，第89条の9）についても、(2)と同様に取り扱う。

(4) 支店所在地における登記

ア 支店所在地においてする登記（法第113条の7）の申請は、本店所在地の管轄登記所を経由してすることができる。

この場合には、本店所在地の管轄登記所（甲登記所）及び支店所在地の管轄登記所（乙登記所）のいずれも、法第113条の7の規定による指定を受けた特定指定登記所でなければならない（第4の4参照）。

イ 申請人等は、本店所在地及び支店所在地における登記の申請情報等を同時に法務省システムに送信しなければならず、各申請情報等は、いずれも甲登記所の登記所システムに送信される。

なお、申請人等は、法第113条の7第5項の規定により、登記手数料を納付しなければならない。

ウ 甲登記所においては、各申請情報等を印刷して調査し、甲登記所においてすべき登記をしたときは、乙登記所に対し、当該申請情報の内容を（設立の登記の場合には、会社成立の年月日も併せて）通知する。

エ 乙登記所においては、ウにより通知された申請情報の内容に基づいて所要の登記をし、申請書類綴込帳に当該通知された情報に係る書面を編綴する。

第4 その他

1 オンラインの方法による登記事項証明書及び印鑑の証明書の交付又は送付の請求については、送付に要する費用について法的な手当てを要するため、不動産登記法の改正と併せて措置を講ずる。

2 電子的な登記事項証明書は、官職認証の仕組みが必要となるため、制度の導入時期について、なお検討する。

3 審査請求のオンライン化については、法務省の他の手続との整合性を図る必要があるため、別途検討する。

4 特定指定登記所については、法第113条の7第1項の規定による指定をする予定である。

この場合には、指定された登記所においては、オンライン申請に限らず、書面による申請についても同条による取扱いをすることとなる。